

別表

対象施設種別 (第 1 欄)	補助対象経費 (第 2 欄)	基準額 (第 3 欄)
救護施設	令和 4 年度と比較して令和 6 年度中に高騰したエネルギー・食料品価格等分に対する費用額（ただし消費税及び地方消費税額分に除く。）から、本事業の対象経費に係る市町村等補助分を控除した額。	利用定員 50 人以上 89 人以下 160 万円 90 人以上 320 万円

- ※ 1 対象施設について、令和 7 年 2 月 1 日（基準日）時点で沖縄県の認可を受けている社会福祉法人の設置する救護施設であり、また、今後も事業を継続する意思のある施設で、基準日において休止又は廃止しているものは含まない。
- ※ 2 補助金の交付額は、本表の第 2 欄に定める補助対象経費額（消費税及び地方消費税額分を除く。）から本事業の対象経費にかかる市町村等補助分を控除した額と同表の第 3 欄に定める基準額を比較して少ないほうの額とする。ただし、算定した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。